

## 第52回農地総会議事録

開催日時	令和3年10月7日（木） 午後2時20分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・植田 俊博・中島 義幸・ 久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根・山本 和正・ 前田 眞作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 <div style="text-align: right;">以上16名</div>	
欠席委員	廣井 千里・中村 富貴・矢野 強 <div style="text-align: right;">以上3名</div>	
事務局出席者	加藤事務局長・近森次長・竹内係長・島田主任・柏井主任 <div style="text-align: right;">以上5名</div>	
高知市出席者	農林水産部農林水産課 島崎課長・森下主査 <div style="text-align: right;">以上2名</div>	
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第3号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件〔通常変更〕 第4号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件〔軽微な変更〕 議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥買受適格証明願の件 ⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件	
備 考〔添付書類〕	○第52回農地総会議案書 ○現地案内図 ○転用許可申請等の結果について（報告） ○令和3年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 会 長	(上田 博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 2 時 20 分)) ただいまより第 52 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は廣井千里委員，中村富貴委員，矢野強委員の 2 名です。 委員総数 19 名中 16 名の出席です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき，本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	会議規則第 23 条第 2 項におきまして，議事録には，議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。 署名委員は，久保田彦昭委員と前田眞作委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長	ただいまから，議案の審議を行います。 今月は農振の案件がありますので，皆様の了解を得て，そちらを先に審議したいと思いますが，よろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) それでは最初に第 3 号議案，「高知市農業振興地域整備計画の変更の件」の通常変更について議題といたします。
島崎課長	農業振興地域整備計画の通常変更の場合，農業振興地域の整備に関する法律の施行規則，第 3 条の 2 第 2 項におきまして，市長は農業委員会の意見を聞かなければならないと定められております。 今回，高知市長より意見の諮問を受けておりますので，ご審議をお願いします。 それでは，農林水産課より説明をお願いいたします。除外と編入がございますが，一括して説明をお願いします。 (農業振興地域整備計画の通常変更について説明) ・除外案件 25 件：整理番号 1 送電用の鉄塔 整理番号 2～5 携帯電話基地局 整理番号 6 山林への地目変更・農機具洗い場 整理番号 7 竹木加工所・風呂場・乾燥場・駐車場・通路

- 整理番号 8 分家住宅・駐車場
- 整理番号 9～10 公衆用道路
- 整理番号 11 駐車場・倉庫
- 整理番号 12 駐車場
- 整理番号 13 道路
- 整理番号 14～15 山林への地目変更
- 整理番号 16 駐車場
- 整理番号 17～18 植木の仮植場・駐車場
- 整理番号 19 駐車場
- 整理番号 20 資材置き場
- 整理番号 21～22 駐車場
- 整理番号 23 現状（山林）のまま利用
- 整理番号 24 駐車場・資材置き場
- 整理番号 25 携帯電話基地局

議長

・編入案件 5件 整理番号 1～5 中山間地域等直接支払制度に加入するため  
第 3 号議案の説明が終わりました。

事前審査会での報告をお願いいたします。案件が第一，第二，第三，第四事前審査  
会です。

加藤委員

第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。

除外案件の整理番号 6 は，地元推進委員より，農機具の洗い場として利用すること  
について，排水が東の上里川に流れていくと，下流で農業用水として取水するのに悪  
影響が出るおそれがあるとの意見があり，排水対策が十分であると判断できれば，変  
更をやむを得ないものと判断しました。

また，除外案件の整理番号 23，24 と，編入の整理番号 1，2 については，計画の変  
更をやむを得ないものと認めました。

西本委員

整理番号 6 の申請人が亡くなっており，申請代理人に確認したところ詳しいことが  
分からないとのことでしたので，対象地を購入予定の方に確認をいたしました。

農業委員会にファックスを送っておりますが，届いておりますでしょうか。

島崎課長

届いております。

西本委員

用途としては洗車場ではなく，コンテナの洗い場です。現在は上里の畑で下から水  
を汲んできてコンテナを洗っております。事前審査会では洗車場として論議しまし  
たが，種子を生産しており，コンテナに土がついているとフザリウム菌が種子に付くた  
め，土を洗い流す必要があるとのことでした。申請書に記載の誤りがあるので，訂正を

	<p>お願いいたします。</p>
島崎課長	<p>分かりました。</p>
加藤委員	<p>第一事前審査会の意見の決定の際には、今の西本委員の報告内容は分かっておりますでしたが、この会で承認してよろしいものか、確認のためお聞きしたい。</p>
竹内係長	<p>事前審査会の意見の決定としては、あくまで排水の部分が農業用水の取水に問題がなければという条件付きで許可相当となったと認識しております。西本委員のご報告の内容について、地元の推進委員に確認いたしましたが、その内容だったら問題ないとのことでした。条件付きの部分をどのように捉えるかであるとは思いますが、地元の委員としては、条件となっていた取水排水に問題がなければという部分を問題ないものと考えております。</p>
加藤委員	<p>それでは再確認ですが、本会で決定して構わないということでしょうか。</p>
竹内係長	<p>農地総会で構わないと判断していただければ、問題はないかと思います。</p>
議長	<p>次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>除外案件の整理番号2と番号13から20までについて、変更をやむを得ないものと判断しました。</p> <p>なお、整理番号19について、北側の墓地へ県道を渡るにあたり、横断歩道などがないと危ないのではないかという意見が出ておりましたので、ご配慮をお願いします。</p>
議長	<p>次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>除外案件の整理番号22については、申請地北側にある水路について、布師田の土地改良区の管理になっていないか確認の上、改良区に入っているようであれば、土地改良区の意見を確認することという意見が出ております。土地改良区が問題ないようであれば、変更をやむを得ないものと認めます。</p> <p>除外案件の整理番号1, 3, 7, 8, 21, 25と、編入案件の整理番号3から5については、変更をやむを得ないものと判断しました。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>除外案件の整理番号4, 5と、番号9から12までについては、変更をやむを得ないものと判断しました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
中島(正)委員	<p>整理番号22の案件ですが、土地改良区に入っているのでしょうか。一覧表では土地改良区の名前が入っているようですが、申請書には記入がありません。また、今日差し替えの資料を配っていただきましたが、どこが変更されているのか教えていただきたい。</p>

大野委員	私の方からご説明いたします。 全面アスファルト舗装になっており、入り口の幅が12メートルから14メートルに変更になっております。
中島(正)委員	分かりました。土地改良区の方は入っているのですか。
大野委員	土地改良区には入っております。
中島(正)委員	申請書に改良区の記載をしていただきたい。また、申請書の中で「農地・水環境保全管理支払交付金」との記載がありますが、「多面的機能支払交付金」に名称が変更されており、間違ふこともあるかと思いますので、変更してもらいたい。
島崎課長	様式については変更しておりますが、行政書士の方が古い様式をお持ちのことがありますので、なお徹底するようにいたします。
森下主査	布師田改良区には意見をお伺いしておりましたが、補正前の資料でお伺いしておりましたので、再度、補正後の内容で布師田改良区には意見をお伺いするようにいたします。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
大野委員	自分は地積調査の推進委員もしているが、整理番号14と15について、地目が畑から山林に変わっておりますが、地積調査課が地積調査の結果で地目を変えているかと思うが、それが反映されたものか。
島崎課長	山林は現況ですので、まだ登記は変更されていないかと思います。
大野委員	登記まではいっていないが、そういう意味で審査するのではないか。
森下主査	地積調査との関係はありません。
大野委員	地積調査課から言ってきたのではないのか。地積調査課が地目を変える場合には、農業委員会に諮らないといけないのではないか。地積調査課は4年、5年後に地目を変更する際には、農業委員会に諮らないと言っていた。
竹内係長	それは例えば報告ではなくて、何某かの会に諮けると言っていたのでしょうか。
大野会長	農業委員会に報告するか、会でやらないといけないのかそこは分かりません。
竹内係長	既に鏡地区、土佐山地区については、国土調査の結果が反映されておりますが、会で審議の案件として審議したということはなかったかと思います。おそらく地目の変更があっても農振の案件から自動的に外れるといったことはないかと思います。また、地目の変更は、会で認めないと変更できないといったことはなかったかと思いますので、あるとすれば報告ではないかと事務局としては考えますが、なお確認をしておきます。
大野委員	たまたま自分は委員として地積調査に関わっているので分かりませんが、関わっていないと分からない。報告があるのであれば構いません。

議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局にお聞きしますが、事前審査会で意見が出ていた内容について、それを回答の中に盛り込むことはできますか。</p>
竹内係長	<p>先ほどの事前審査会の報告の中で、整理番号6は片付いたとして、整理番号19の三里の案件と整理番号22の布師田の案件については、今日すぐにお答えがいただけない部分もあろうかと思えます。例えばこういうことに配慮していただいて、その内容に問題がなければ変更はやむを得ないといった回答を返すことは可能かと思えます。</p>
議 長	<p>それでは、事前審査会で意見が出ていた案件について、条件付きで認めるという方向で回答をまとめてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
西本委員	<p>期限を決めて報告があれば構わないとしてはどうでしょうか。</p>
森下主査	<p>条件に対して申請者に対応を求めるようにはいたします。その対応の結果について共有はさせていただきますが、その内容も、また会でご審議いただくということでしょうか。</p>
西本委員	<p>指摘の内容が改善されていけば構わないかと思うが、改善されていなければいかなものかと思えます。</p>
竹内係長	<p>例えば改良区の意見の部分であれば、土地改良区から問題なしとの意見があれば差し支えないかと考えてもよいかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
森下主査	<p>確認事項を共有させていただくということであれば、期限を決めて対応を求めるようにいたします。</p>
竹内係長	<p>可能であれば、来月の総会で対応の内容についてご報告だけでもお願いできればと思えますが、お構いないでしょうか。</p>
森下主査	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他にご意見ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>それでは審議を終わります。</p> <p>除外の整理番号6, 19, 22については、本日お聞きした意見について回答に盛り込み、「指摘された点について問題のないことが確認できれば、変更はやむを得ない」と回答し、また、それ以外の除外及び編入については、「変更はやむを得ない」と回答することにしたいと思えますが、ご異議はございませんか。編入の整理番号3につきまして、「変更はやむを得ない」と回答することに、ご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、そのように回答することにいたします。</p> <p>続いて、第4号議案、「高知市農業振興地域整備計画の変更の件」の軽微な変更につ</p>

	<p>いて議題といたします。通常変更と同様に、高知市長より意見の諮問を受けておりますので、ご審議をお願いします。</p> <p>それでは、農林水産課より説明をお願いいたします。</p> <p>(農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について説明)</p> <p>・用途区分の変更 3件:整理番号1~3 農業用施設用地</p>
島崎課長	(農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について説明)
議長	<p>第4号議案の説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一と第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	整理番号2については、排水先が奥田川となっていることについて、排水同意等が必要ないか確認してほしいとの意見があり、排水について問題がなければ、計画の変更をやむを得ないものと認めました。
議長	続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	整理番号1と3については、計画の変更をやむを得ないものと認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
加藤委員	第一事前審査会の報告はいたしました。排水同意について確認はしていただけるのでしょうか。
島崎課長	排水同意が必要かどうかの確認まではできますが、同意がなければ許可ができないというところまでは難しいかと思えます。排水同意について確認を取っていただくようにお伝えするようにはいたします。
加藤委員	地元の推進委員が危惧したのは、いの町へ流れている川なので、そちらに害のあるものが流れたらという心配があつてこのような文言となりましたが、どこまでどういう確認を取るべきなのか分かりません。
竹内係長	補足をさせていただきます。整理番号2の案件については、事前審査会でも少し説明させていただきましたが、農業用施設とはいえ、面積が大変広がっておりますので、この後、農地法の4条ないし5条の許可申請をしていただくこととなります。その際には、排水先である奥田川の管理者が、まだどこになるかは、我々も分かっておりませんが、管理者に排水同意をもらわないと奥田川に排水してもらっては困るということであれば許可にはなりませんので、一定整理がつくかと思えます。
加藤委員	許可申請の際に問題がなければということで、よろしいでしょうか。
竹内係長	はい。
加藤委員	分かりました。
議長	他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員 議長	<p>(意見, 質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第4号議案につきまして、整理番号2については、本日の意見を回答に盛り込み、「排水計画に支障がなければ変更はやむを得ない」と回答することに、また、それ以外の案件については、「変更はやむを得ない」と回答することにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p>
委員 議長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の方はお疲れさまでした。</p>
議長	<p>(農林水産課 退席)</p> <p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
島田主任	<p>今月は12件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、朝倉丙、市街化区域、田、216 m<sup>2</sup>を、交換により所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が申請地と交換する土地です。なお、緑に塗った土地については、交換後に資材置場に転用するとのことで、令和3年9月10日付けで農地法第5条の転用届出書が別途提出されております。当該転用届出書については、11月の農地総会にて報告させていただきます。</p> <p>それでは、申請書の内容を説明いたします。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、妻とともに農業に従事しており、他に長女夫婦も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>続きまして、案件2と案件3は、譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件2は、柴巻、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、707 m<sup>2</sup>外6筆、合計3,463.2 m<sup>2</sup>を、議案書3ページの案件3は、円行寺、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、839 m<sup>2</sup>を、両案件とも譲受人の新規営農のため所有権を移転するという申請で、案件2が親族間の贈与による所有権移転、案件3が売買による所有権移転です。</p>



現地案内図はNo.2-1から2-3をご覧ください。ピンクに塗った所が案件2の申請地、No.2-2の緑に塗った所が案件3の申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと、譲受人は造園業を営みながら、数カ月前から案件2の申請地の一部を耕作しており、農地取得後は、兼業農家としてナス、キュウリを中心に栽培し、経営規模を拡大していく予定とのことです。

このほか、申請書の別添によりますと、農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事する予定であり、他にも両親が農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の現在の経営面積は0㎡となっておりますが、両案件が許可となりますと、経営面積が4反を超えることとなるため、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして、議案書3ページから4ページにまたがり、案件4から案件7の4件は、8月と9月の農地総会で審議した結果、南国市の経営農地が管理不十分であったことから、不許可になった案件と同一内容の申請で、草刈ができたため、再度申請があったものです。

それでは、案件の内容についてご説明します。

案件4は、久礼野、その他の区域、田、750㎡外2筆、合計1,747㎡を、案件5は、久礼野、その他の区域、田、1,256㎡外2筆、合計1,573㎡を、議案書4ページにまたがり、案件6は、久礼野、その他の区域、田、195㎡外1筆、合計836㎡を、案件7は、久礼野、その他の区域、田、446㎡を、いずれも譲受人の経営拡大のため、それぞれ売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が案件4、緑に塗った所が案件5、水色に塗った所が案件6、黄色に塗った所が案件7の申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作または保全管理しており、高知市以外にも南国市、香南市にも経営農地があることから、耕作状況について照会し、香南市農業委員会からは全て耕作されているとの回答を得ております。南国市の管理不十分であった農地については、南国市農業委員会から9月27日に草刈が完了したとの連絡がありました。

なお、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻とともに農業に従事しており、また、5人の作業員を雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法について、地域の防除基準に従い営農をするため、影響はないと考えるとのことです。

なお、案件6の申請地は未相続地となっておりますが、遺産分割協議書により、譲渡人が相続人であることを事務局にて確認しております。

続きまして案件8は、一宮しなね一丁目、市街化区域、畑、571㎡を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、高知市以外にも南国市、香南市にも経営農地があることから、耕作状況について照会し、南国市と香南市の農業委員会から、保全管理されているとの回答を得ております。

なお、今回の申請地では、既存の果樹である柿・梨・ヤマモモ・桑の木などを栽培していく予定とのことです。

農機具については、トラクターなど8台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に農作業経験のあるアルバイト1名を雇用予定のため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の耕作条件に合わせて営農し、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件9は、五台山、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、71㎡外1筆、合計140㎡を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、申請地の西側緑色部分が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に

従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書4ページから5ページにまたがり、案件10と案件12は譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

議案書4ページから5ページにまたがり、案件10は、春野町弘岡中、市街化調整区域、登記地目田、現況畑 423 m<sup>2</sup>外3筆、合計1,208 m<sup>2</sup>を、議案書5ページの案件12は春野町東諸木、市街化調整区域、畑723 m<sup>2</sup>外2筆、合計3,179 m<sup>2</sup>を新規営農のため所有権を移転するという申請です。案件10は贈与による所有権移転、案件12は売買による所有権移転です。

現地案内図は、案件10はNo.6を、案件12はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び申請書の別添により、譲受人は会社役員として勤める傍ら、農業に常時従事する予定であり、農地取得後は兼業農家としてキウイ、アボカドを栽培し、経営規模を拡大していく予定とのことです。

農機具については、耕耘機など計2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人はアボカド、キウイの栽培に関する研修を受けた経験があり、農作業に必要な知識を一通り学習しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等については、近隣の耕作者への確認、了解の上で営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は新規就農者のため、現在の経営面積が0 m<sup>2</sup>となっておりますが、両案件が許可になりますと経営面積が4反を超えることとなるため、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして、議案書5ページをご覧ください。案件11は春野町弘岡下、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、266 m<sup>2</sup>外2筆、合計925 m<sup>2</sup>を、譲受人の経営農地に近接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地、緑色部分が譲受人の経営農地です。

申請書の別添により、譲受人は経営する農地は全て耕作しており、今回の申請地では枝豆を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど計7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農作業に従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

	<p>周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないものと考えるところです。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
竹内係長	<p>すみません。事務局から事前審査会でご質問がありました内容について、補足説明をさせていただきます。</p> <p>案件1の朝倉の案件ですが、3条どうしの交換ではなく5条届出の対象地との交換となっており、相手方の5条届出が今月の議案に載っておらず、その内容を教えていただきたいとご質問がありましたので、ご報告させていただきます。相手方の土地につきましては、地図で緑色に塗られた土地ですが、面積は今回の3条申請の対象地と同様216㎡となっておりまして、用途は資材置場として申請をいただいておりますのでご報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1から案件3について、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>続いて、第三事前審査会の中島副委員長から報告をお願いいたします。</p>
中島(正)委員	<p>案件4から案件9については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件10から案件12については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
西本委員	<p>案件1ですが、事前に資材置場の5条届出を出された理由ですが、3条申請での交換ですとすぐに転用ができないため、事前に資材置場への転用の届出を出されたものと考えます。</p>
議 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。 全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) そのように決定いたします。</p>
<p>島田主任</p>	<p>続きまして、第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 事務局より、第2号議案の説明をお願いします。 今月は8件の申請が出されております。 内訳は、利用権の新規設定が3件、更新設定が5件となっております。 議案書7ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますのでご覧ください。 まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が9人で、延べ9人、利用権の設定を受ける者が5人で、延べ9人となっております。 土地の内訳は、田が40筆で、合計19,558.82㎡です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が6筆で4,893㎡、更新設定が34筆で14,665.82㎡となっております。 利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。 それでは、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。 なお、利用権設定の開始日は、全て令和3年11月1日となっております。 議案書は8ページをご覧ください。 案件1は、五台山、田、564㎡を、5年間貸すという使用貸借権の新規設定です。 続きまして、議案書12ページの案件6は、春野町弘岡下、田、218㎡外1筆、合計836㎡を、10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。 なお、本件の申請地は共有地になっており、共有者のうち過半数の持ち分について同意があることを事務局で確認しております。 続きまして、議案書13ページの案件8は、春野町西諸木、田、1,020㎡外2筆、合計3,493㎡を、20年間貸すという貸借権の新規設定です。 以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 全ての案件について、計画が妥当なものと決定されますと、令和3年11月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。 案件が第三、第四事前審査会です。まず、第三事前審査会の中島副委員長から報告</p>

		をお願いいたします。
中島(正)委員	議長	案件1から案件3については、計画を妥当と認めました。
	川澤委員	続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
	議長	案件4から案件8については、計画を妥当と認めました。
	委員	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。
	議長	案件2から案件5については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に、この4件を審議したいと思います。ご異議ありませんか。
	委員	(異議なし)
	議長	それでは、まず案件2, 3について審議します。
		農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
		(該当委員退席)
	議長	案件2, 3につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
	委員	(意見・質問なし)
	議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
		案件2, 3について、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
	委員	(異議なし)
	議長	そのように決定いたします。
		事務局は委員を議事に復帰させてください。
		(該当委員復席)
	議長	次に、案件4, 5について審議します。
		該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
		(該当委員退席)
	議長	案件4, 5につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
	委員	(意見・質問なし)
	議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
		案件4, 5について、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
	委員	(異議なし)
	議長	そのように決定いたします。
		事務局は委員を議事に復帰させてください。
		(該当委員復席)
	議長	案件2から5を除く全ての案件を審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員	(意見・質問なし)
議長	全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
島田主任	続きまして、議案外の報告を、事務局より一括してお願いします。
	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は、15ページをご覧ください。
	今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、鴨田が1件、春野が1件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、17ページをご覧ください。
	今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、旭が1件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、19ページをご覧ください。
	今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、初月が1件、鴨田が1件、三里が1件、介良が1件となっております。
	なお、案件4の申請地につきましては、令和3年5月19日に農地法第5条の転用届出を受理しておりましたが、譲受人を二人から一人に変更したいとして、当初の転用届出については取消願が出され、改めて届出されたものです。当該取消願については、後ほどご報告いたします。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は、21ページをご覧ください。
	今月は1件の通知が出されており、地区の内訳は、大津となっております。
	該当案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書は、23 ページをご覧ください。

今月は、5件の非農地証明書願が出されており、地区の内訳は、秦が1件、潮江が1件、長浜が1件、土佐山が1件、24ページに移りまして春野が1件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、「⑥買受適格証明願の件」についてご報告いたします。議案書は26 ページをご覧ください。

買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売等に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることができることの証明です。

競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可若しくは農地法第5条による許可等が必要になります。

もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受け、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受けができなかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者は、あらかじめ落札した場合に農地法第3条もしくは農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。それでは案件の内容についてご説明いたします。

今月は、2件の買受適格証明願が出されており、地区の内訳は、旭が2件となっております。

両案件とも、長尾山町、市街化区域、登記地目畑、現況宅地、36㎡外2筆、合計61.91㎡につきまして、高知市税務管理課が実施する公売に参加するための申請で、担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、問題ないと判断されたので、事務局長専決処理により証明書を交付しております。

続きまして、「⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は28ページをご覧ください。

今月は、29ページにまたがります3条許可取消願が1件、30ページの5条届出取消願が1件出されており、地区の内訳は、3条許可取消願が初月、5条届出取消願が介良となっております。

3条許可取消願の案件は、申請者の都合により売買が取り止めとなったため、取消



<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>願が出されたものです。</p> <p>5条届出取消願の案件は、先ほど議案外報告③の案件4の際にご説明しました取消願となっております。</p> <p>なお、面積が異なっているのは、当初の受理通知書交付後に面積が更正されたことによるものです。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたらお願いします。</p>
<p>事 務 局 報 告 近森次長 竹内係長 議 長 委 員 議 長 西本委員 竹内係長 西本委員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>(「令和3年度今後のスケジュール(予定)」を説明)</p> <p>(「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。</p> <p>その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>事前審査会の際に、最近押印の省略が進んでおり、総会の開催案内の会長印を省略してはどうかと、審議をさせていただいてご返答いただきたいとお願いしておりましたが協議していただいたでしょうか。</p> <p>事務局内で協議いたしましたので、会の案内でありますので、事務局だけで判断するのではなく、運営委員会にお諮りして判断させていただきたいと考えております。</p> <p>分かりました。必要があるかどうかの審議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>他にご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p>
<p>次 回 農 地 総 会 議 長</p>	<p>次回の農地総会は、令和3年11月8日(月)を予定しております。</p>
<p>閉 会 議 長</p>	<p>(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時25分))</p> <p>以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し，相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5 年 3 月 31 日

議 長 上田博

議事録署名委員 久保田彦昭

議事録署名委員 前田真作

議事録作成者 柏井 陽子